

収入証紙により徴収した手数料に係る過（誤）納金の還付手続について（例規）

〔昭和46年6月10日
兵警会例規第30号〕

収入証紙により徴収した手数料に係る過（誤）納金の還付手続を次のように定め、昭和46年7月1日から実施することとしたので、その取扱いに誤りのないようにされたい。

なお、収入証紙収入にかかる過誤納金の還付について（昭和36年5月10日兵警会発第322号）は、廃止する。

記

1 過（誤）納付者に対する通知

所属長は、手数料を兵庫県収入証紙により徴収し、証紙の消印手続後において、当該手数料が過（誤）納金であることを発見したときは、直ちに当該手数料の納付者に、過誤納金の還付について（通知）（様式第1号）により、過誤納金還付請求書（様式第2号。以下「還付請求書」という。）を提出するよう通知しなければならない。

2 還付請求書を受理した所属長の措置

前記の還付請求書を受理した所属長は、次の措置をとらなければならない。

- (1) 還付請求書の余白に、必ず受付印を押印し、受理した年月日を明らかにしておくこと。
- (2) 過誤納金の還付について（依頼）（様式第3号。以下「依頼書」という。）に、当該還付請求書及び証紙をはり付けた申請書等の写し4部を添付して、総務部会計課長（以下「会計課長」という。）に送付すること。

3 依頼書を受理した会計課長の措置

前記の依頼書を受理した会計課長は、その内容を審査し、過（誤）納金の還付手続に誤りがないと認めるときは、これを兵庫県出納局会計課長に送付すること。

なお、以後における過（誤）納付者に対する支払いの手続は、兵庫県出納局会計課長が行う。

4 過（誤）納となった証紙の措置

所属長は、過（誤）納となった証紙を、申請書等から取りはがすことなく、その余白に、過（誤）納金還付通知書を納付者に送付した年月日を記載し、保存しておかなければならない。